

- ◎ 今冬の電力需給見通しを踏まえた本県の対応について、国の「2015年度冬季の電力需給対策について」（別記1）、中部電力㈱の「節電のお願い 今冬の節電について」（別記2）に基づく要請を踏まえ、下記のとおり定める。

【期間】

平成 27 年 12 月 1 日（火）～平成 28 年 3 月 31 日（木）の平日^{※1}の
9：00～21：00

【対応】（具体的項目は、別紙のとおり）

1 通常時

- ・愛知県庁における普段からの省エネ・節電の取組（あいちエコスタンダード^{※2}）の徹底
- ・定着した節電の取組として、本庁舎等（本庁者・西庁舎・自治センター）の玄関ホール、廊下等の照明をすべて消灯（ただし、安全上支障がある場合等を除く。）。地方機関・県有施設もこれに準じ、できる限り消灯
- ・無理のない範囲での節電、省エネ型ライフスタイルへの転換、省エネ機器等の導入の呼びかけ（県ホームページ、広報あいち等）

2 緊急時

電力需給のひっ迫が予想され（供給予備率の見通しが3%未満となる恐れがある場合）、政府において「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合は、「緊急プログラム」に掲げた一層の節電の強化と県民等への節電の呼びかけを行う。

※1 12月29日（火）～31日（木）は除く。

※2 事業者・消費者として環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、県が行うすべての事務・事業について、具体的な取組目標や内容、推進体制などを定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」。

別記1 「2015年度冬季の電力需給対策について」（10月30日電力需給に関する検討会合において決定）抜粋

○節電協力要請（数値目標を設けない）

- ・現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。
※中部電力管内の節電の定着分（2010年度最大電力比）として▲2.8%を見込んでいる。

・節電協力要請期間・時間帯

2015年12月1日（火）から2016年3月31日（木）までの平日（ただし、12月29日（火）から31日（木）を除く。）の9:00から21:00までの時間帯とする。

○ひっ迫に備えた情報発信

- ・電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を发出し、一層の節電の協力を要請する。

別記2 「節電のお願い 今冬の節電について」（10月30日中部電力ホームページ掲載）抜粋

- ・無理のない範囲での節電の取り組みを継続していただきますよう改めてお願い申し上げます。